

Q 妊娠5ヵ月で流産した場合でも、産後8週間の休業を認めなければならぬか

A 労基法第65条は、産前産後について①使用者は、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。②使用者は、産後8週間を経過しない女子を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えないとしています。

出産の範囲について、行政解釈は「出産は妊娠4ヵ月以上（1ヵ月は28日として計算する。したがって4ヵ月以上というのは85日以上のことである）の分娩とし、出産のみならず死産をも含むものとする」（昭23.12.23基発第1885号）としています。

妊娠4ヵ月以上の分娩であれば、流産、早産、死産であっても、すべて出産に該当し、労基法第65条の産後休業の対象となります。

使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならないのですからたとえ流産の場合であっても、産後8週間の休業を認めなければなりません。

出産当日は産前6週間に含まれますので、産後の就業禁止期間8週間は、出産日の翌日から56日となります。